



# 社会福祉法人 天年 会

〒513-0821 三重県鈴鹿市地子町金生水814-30

TEL:059-383-0955



## 【 短期入所生活介護事業所 かなしょうず園 】 ※令和6年8月1日～

### 【 従来型個室 / 4床 】 利用負担額 ( 日額 ) 単位：円

要介護度	サービス 利用料	食 費	滞 在 費	基本合計 (第4段階の方)	第1段階の方 食 費 300円 滞在費 320円	第2段階の方 食 費 600円 滞在費 480円	第3段階の方① 食 費 1000円 滞在費 880円	第3段階の方② 食 費 1300円 滞在費 880円
1	1,065	1,750	1,540	4,355	1,685	2,145	2,945	3,245
2	1,146	1,750	1,540	4,436	1,766	2,226	3,026	3,326
3	1,231	1,750	1,540	4,521	1,851	2,311	3,111	3,411
4	1,314	1,750	1,540	4,604	1,934	2,394	3,194	3,494
5	1,396	1,750	1,540	4,686	2,016	2,476	3,276	3,576

### 利用負担額 ( 日額 ) 単位：円

要介護度	サービス 利用料	食 費	滞 在 費	基本合計 (第4段階の方)	第1段階の方 食 費 300円 滞在費 0円	第2段階の方 食 費 600円 滞在費 430円	第3段階の方① 食 費 1000円 滞在費 430円	第3段階の方② 食 費 1300円 滞在費 430円
1	1,065	1,750	915	3,730	1,365	2,095	2,495	2,795
2	1,146	1,750	915	3,811	1,446	2,176	2,576	2,876
3	1,231	1,750	915	3,896	1,531	2,261	2,661	2,961
4	1,314	1,750	915	3,979	1,614	2,344	2,744	3,044
5	1,396	1,750	915	4,061	1,696	2,426	2,826	3,126

\*サービス利用料には、・夜勤職員配置加算(Ⅲ)・サービス提供体制強化(I)・介護職員処遇改善加算(I)・看護体制加算(I)・看護体制加算(Ⅱ)・送迎加算・機能訓練体制加算・個別機能訓練加算、地域加算(10.33円)が含まれております。



## 【 介護予防短期入所生活介護事業所 かなしょうず園 】 ※令和6年8月1日～

### 【 従来型個室 / 4床 】 利用負担額 ( 日額 ) 単位：円

要支援度	サービス 利用料	食 費	滞 在 費	基本合計 (第4段階の方)	第1段階の方 食 費 300円 滞在費 320円	第2段階の方 食 費 600円 滞在費 480円	第3段階の方① 食 費 1000円 滞在費 880円	第3段階の方② 食 費 1300円 滞在費 880円
1	854	1,750	1,540	4,144	1,474	1,934	2,734	3,034
2	983	1,750	1,540	4,273	1,603	2,063	2,863	3,163

### 【 多床室 / 15床 】 利用負担額 ( 日額 ) 単位：円

要支援度	サービス 利用料	食 費	滞 在 費	基本合計 (第4段階の方)	第1段階の方 食 費 300円 滞在費 0円	第2段階の方 食 費 600円 滞在費 430円	第3段階の方① 食 費 1000円 滞在費 430円	第3段階の方② 食 費 1300円 滞在費 430円
1	854	1,750	915	3,519	1,154	1,884	2,284	2,584
2	983	1,750	915	3,648	1,283	2,013	2,413	2,713

\*サービス利用料には、サービス提供体制強化Iイ・介護職員処遇改善加算(I)・介護職員等特定処遇改善加算(I)・介護職員等ベースアップ等支援加算、送迎加算・機能訓練体制加算・個別機能訓練加算・地域加算(10.33円)が含まれております。

### 利用負担段階について

第1段階	・生活保護受給者。・世帯全員が市町民税非課税である老齢福祉年金受給者	かつ、預貯金等 が単身で1,000 万円(夫婦で 2,000万円)以下
第2段階	・世帯全員が市町民税非課税であって、年金収入金額(※)+合計所得金額が80万円以下	
第3段階①	・世帯全員が市町民税非課税であって、年金収入金額(※)+合計所得金額が80万円超120万円以下	
第3段階②	・世帯全員が市町民税非課税であって、年金収入金額(※)+合計所得金額が120万円超	
第4段階	・世帯に課税者がいる者。・市町民税本人課税者	

※平成28年8月以降は、非課税年金も含む。